

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

株式会社誠建設工業
代表取締役社長 小島一誠
(コード番号：8995 大証二部)
問合せ先 専務取締役中村剛司
電話番号 072-234-8410

(訂正)「定款変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 5 月 11 日に発表いたしました「定款変更に関するお知らせ」に関し、内容に訂正ならびに掲載漏れがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正箇所及び内容(下線は、変更部分であります。また、網掛け部分■は訂正箇所であります。)

訂正前変更案	訂正後変更案
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(取締役会規程) 第26条 (条文記載省略)	(取締役会規程) 第26条 (現行どおり)
(任期) 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	(任期) 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。
(中間配当) 第41条 当社は、取締役の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

訂正を伴う変更案のみを記載しております。

2. 掲載漏れの内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2.(現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p>

以上